

他方国際経済の主導力でございます。米国の経済の景気は、すでに頭打の傾向にございまして、これを今後契機として、各国の輸出競争は一段と激化するものと予想され、従来国際収支の均衡に大きく貢献いたしておりました特需収入も、朝鮮休戦及び米国の新政策によりまして漸次減少すると思われ、従来国際収支の均衡の目標として、我が国当面の目標として、達成の途は、かくのごとき情勢の下においてはなかなか樂觀を許さないものがあるかと思われ、このため、政府としてはここに決意を新たにいたしまして、財政の緊縮と金融の引締を図りまして、以て単にインフレ的な傾向を阻止するだけではなくて、進んで国内の物価水準を引下げる方向におきまして経済の安定をたらし、これを根本方針とし、当面あらゆる施策を輸出第一主義に集中することといたして、おるのであります。通産省といたしましては輸出の振興のために、次に述べますような施策を一段と強力に推進する方針でございます。

輸出の振興につきましては、その一つは、輸出を従来阻害しておりましたような外的な要因を打破いたしたいというのを根本に考えておるわけでございます。いわば経済外交の推進という言葉を表現されるかと思ふのであります。各国との通商航海条約の早期締結、賠償問題の円満な解決及びガットへの正式加入を促進すると共に、通商協定の拡大及びその有効な活用の特段の努力を払い、なかならず日英会談において努力いたしましたごとく、他の各国に對し、その輸入制限の緩和につきましては特に強力な要請を行う所存でございます。

日英支協協定は、御承知のごとく昨年十二月末を以て失効することとなり、おりましたので、英米側と交渉いたしまして、政府は十一月下旬から代表団をロンドンに派遣いたしまして、鋭意貿易の拡大均衡を図る方針を以て折衝中でありましたが、このほど漸く交渉がまとまりまして、支払協定に若干の修正を施しまして、本年末まで延長いたします。貿易計画についても、昨年の輸出実績一億二千二百萬ポンドに比較いたしまして、輸出を約六割増加するものとし、受取及び支払を約二億九千九百五十萬ポンドの規模において話し合ひがまとまつたような次第でございます。特にこの際注目すべきことは、英米国及びその植民地における従来の輸入制限措置を大幅に緩和せしめることにつきまして、先方の確約を得たことでございます。

先方のお自治領につきましては、今回の貿易計画のラインに沿ひまして、今後自治領諸国と個別に話し合ひすることとしたのでございます。これらによりまして、昨年における輸出伸び悩みの主要原因でありましたポンド圏貿易の拡大が図れることと期待いたしておる次第でございます。

このイギリスのほかには、目下アルゼンチン、ブラジル、トルコ等と貿易協定の改訂乃至締結について話し合ひを進めておるのでございます。

その二は、海外市場の開拓と経済協力力の推進でございます。国庫補助金を大幅に増額し、既設の貿易駐在所の機能の活用と、新設増設を図りまして、又重機械類技術相談室、海外市場調査機能を整備拡充し、又海外見本市への参加、旅商団の派遣、海外広報宣伝活動の強化等の措置を進めたいと考えております。これがために、これらの施策に對する補助金額も、十八年度の一億八千五百萬圓に對しまして、明年度予算案は一般的に節減方針にもかかわらず、三億二千三百萬圓と、七割強を増額いたした次第でございます。

次に、東南アジア等との経済協力を促進いたしますために、プラント輸出における長期延払等の優遇措置、重機械類技術相談室の整備、技術協力団に對する補助等を更に推進すると共に、輸出入銀行の機能を積極的に活用いたしまして、最近好況にありまするプラント輸出の促進に一層の拍車をかけ、併せて現地の資源開拓のための技術援助、事業提携を積極化する方針でございます。

その三は、国際競争力の増進強化でございます。差当り国産の困難な近代化用機械及び良質低廉な原材料の輸入確保を図りますと共に、リンク貿易、委託加工貿易を適宜に推進し、又貿易商社、為替銀行等の貿易担当者強化する方途を講ずる必要があると考えているのでございます。なお我が国商品の割高事情に鑑みまして、財政金融面より、一般的に物価水準の低下を企図いたしておることは、すでに御説明申し上げた通りでございます。

以上のような施策を背景といたしまして、昭和二十九年の輸出入額を推算いたしますと、ここにお手許に差

上げてあると思ひますが、ドル地域、ポンド地域、オープン・アカウン地域に分けてありまして、輸出は、ドル地域に對して四億四千五百萬ドル、ポンド地域に對して五億一千五百萬ドル、オープン・アカウン地域に對して四億一千五百萬ドル、合計いたしまして、十三億七千五百萬ドル。輸入は、ドル地域の輸入が十億九千九百萬ドル、ポンド地域の輸入が五億一千八百萬ドル、オープン・アカウン地域から五億三千二百萬ドル、合計いたしまして輸入の總計が二十一億四千萬ドルとなりまして、これに貿易外収支を加減いたしますと、受取の合計が二十四億七千五百萬ドルで、支払の合計が二十五億六千五百萬ドル、差引九千九百萬ドルの支払超過となるのでございます。このポンド地域、オープン・アカウン地域等に對しては、輸出、輸入の推計につきましては、なお更に研究を続けておりますので、或る程度或いは数字等につきまして補正をする必要があるかとも考えておりますことを御了承願ひます。

で、御承知のように前年度、即ち二十八年におきましては凶作によりまして食糧の緊急輸入をいたしておりました。その緊急輸入の關係が二十九年度にも数千萬ドルが繰越され、この赤字と言ひますのは、この二十九年度、特にその後半期等におきましては収支がとんとんになるというふうな推定を下しておるわけでございます。併しながらもとよりこれだけの予定を達成いたしますためには、我々としてもなみ／＼ならぬ決意を以て輸出の振興と外貨の節約のためあらゆる努力を傾注しなければならんと存する

次第でありまして、この点については特に国民各位の御協力を願ひなければならぬと考えるわけでございます。大体以上が輸出の振興等に関する主として国際収支改善に関する方策でございます。

次に、中小企業対策について簡単に申し上げたいと思ひます。昭和二十九年の予算及び財政投資計画の示す我が国の経済の前途と、この間における経済の正常化の過程においては、各企業も相當の苦難を覚悟しなければならぬことと思われ、このため、殊に経済変動に對して抵抗力の弱い中小企業におきましては、その程度が強いと予想されるのでありまして、これに對しては万全の措置を考慮しなければならぬと考える次第でございます。先ず経営面については特に診断制度の浸透に努めて、各人に自己の企業内容についての十分の自省を促し、経営の強化を指導すると共に、協同組合組織の普及整備を図り、又金融対策としても単に苦境の救済にとどまらず、自主的に最善を尽してなお力の及ばないような企業に對しては、その向上発展のため必要と認められる資金は、これを円滑に供給するといふような積極的意義を持たせたいと考える次第でございます。中小企業金融公庫の運用資金額もこれに備へ六十億圓程度の増額いたしまして百七十億圓とする予定で国民金融公庫の運用と相待ち遺憾なきを期したいと存する次第でございます。又中小企業特に小規模の企業に對する金融上、信用力の不足がしばしば痛感されますので、新たに信用補完の制度充実を図りますため、近く中小企業信用保険法の改正を提案する

つもりでございます。い、いわゆる小口信用保険といったようなものを創設いたしたいと考えておる次第でございます。更に個々の企業の力の及ばないところを團結の力によつて補うことも必要と考えますので、このためには共同施設等につきましても近代化による効果の発揚というような目標を以て進ませたいと念願し、特に予算を前年度より一億円余増額いたしまして、総計三億円といたした次第でございます。

なお今回の税制改正を機会に個人企業及び中小法人に對しまして若干の税制の調整を行へば、検討中でございます。例へば地方税等につきましても若干の考慮が払い得るのではなからうかと考えておる次第でございます。

次に合理化の対策でございますが、このような考え方は、単に中小企業に對してのみではなく、いわゆる基礎産業、重要産業にもとより一層強く要請されるところであらうかと考えておるわけでございまして、先ず自主的な努力により企業内容を健全にし、資本の蓄積を図り、施設を近代化してコストを引下げること、渾身の力を傾けて頂きたいと希望するわけでございまして、このためには政府におきましても資産再評価、内部留保の充実に關し、税制、金融等の制度面において極力それを支持し促進する方策を講ずる所存でございます。それ、所要の法律改正を本国会に提案することにいたしておる次第でございます。率直に申し上げますならば、ここ数年の産業経済界には、いささか自立の氣魄に欠けたと思われる節がないでもないかと見受けられるのでありまして、国全体の財政経済政策が、目先の繁榮よりも先ず、基

礎の安定と物価水準引下げの方向へと切替えられる転換期に當りましては、官民を問わず総力をこの一点に集中することが、是非とも必要ではなからうかと考えるのでございまして。従いまして例へばいわゆる不況カルテルのごとく価格維持を目標とするような動きには最も慎重を期する半面、コスト引下げのために必要とあれば、いわゆる合理化カルテルの類はむしろ助長すべきであらうと考えるのであります。又生産コスト引下げを主目標といたします施設近代化のための財政投資にいたしましては、明年度の開發銀行の運用資金は六百五十億圓、即ち本年度に比して二百億圓以上の減額となる見込でありますので、輸出産業、基礎産業等の少數の重要産業部門に對し、必要不可欠と認めるものに限定して、最も効果的に投入する方針であります。現在電力、石炭、鉄鋼、合成繊維等我が國の重要産業の近代化計画は進捗の途上にあるので、緊縮予算の実施に伴う物価水準の下降、需要の減退等を見越し、すでに各業界においても既定計画を再検討し、重点化する機運もありますので、上記各産業に對しましては電力事業に三百五十億圓、二十八年度は四百億圓でございまして、海運事業を除くその他の産業に百十五億圓、二十八年度は二百四十億圓でございまして、これを割当てることとなる見込でございます。緊急を要する石炭、機械、肥料等の近代化計画も相当繰込んで、極力投資効果を早く発現させるように努力したいと考えてございまして、目下業種ごとに具体的検討を進めている次第でございます。又電源開発

会社に對する政府出資金も前年度より六十億圓を増し、二百六十億としたのであります。実行上は一層工費の切詰め、着工順位の工夫等の手段によりまして、当初計画に近い発電量の確保に努めたいと考えておるのでございまして。電源開発事業は昭和三十一年度までの開發目標五百十億圓に對し、今日までに着工いたしましたものは、二十七年より継続工事三百五十二億圓、二十八年年度の新規工事九十二億圓に及び、計四百四十五億圓に及ぶと見込まれております。現在までのところ、殆んど大部分の工事は順調に進捗いたしてゐるのでございまして。國際收支の均衡を確保するためには、以上のように外貨受取の増加に努め、半面、工業技術の振興、國內自給度の向上、資源の開発その他根本的に外貨支出を節減する方策を引續き強力に実施をしなければならぬと考へます。

礎の安定と物価水準引下げの方向へと切替えられる転換期に當りましては、官民を問わず総力をこの一点に集中することが、是非とも必要ではなからうかと考えるのでございまして。従いまして例へばいわゆる不況カルテルのごとく価格維持を目標とするような動きには最も慎重を期する半面、コスト引下げのために必要とあれば、いわゆる合理化カルテルの類はむしろ助長すべきであらうと考えるのであります。又生産コスト引下げを主目標といたします施設近代化のための財政投資にいたしましては、明年度の開發銀行の運用資金は六百五十億圓、即ち本年度に比して二百億圓以上の減額となる見込でありますので、輸出産業、基礎産業等の少數の重要産業部門に對し、必要不可欠と認めるものに限定して、最も効果的に投入する方針であります。現在電力、石炭、鉄鋼、合成繊維等我が國の重要産業の近代化計画は進捗の途上にあるので、緊縮予算の実施に伴う物価水準の下降、需要の減退等を見越し、すでに各業界においても既定計画を再検討し、重点化する機運もありますので、上記各産業に對しましては電力事業に三百五十億圓、二十八年度は四百億圓でございまして、海運事業を除くその他の産業に百十五億圓、二十八年度は二百四十億圓でございまして、これを割当てることとなる見込でございます。緊急を要する石炭、機械、肥料等の近代化計画も相当繰込んで、極力投資効果を早く発現させるように努力したいと考えてございまして、目下業種ごとに具体的検討を進めている次第でございます。又電源開発

國の機械工業の設備更新を根強く実施いたしたためには、單なる輸入依存にとどまらず、優秀な國產機械を増産させ、使用者の信頼度を向上させる必要があり、重要機械の國產化補助金を本年度同様一億圓計上いたします。また、金融上の優遇その他の具体的措置を考究いたしておる次第でございます。次に、國內における自給度の向上によりまして、外貨の支払を節減する上から燃料資源対策について特に一言いたしたいと存じます。石油資源の開発につきましましては、從來から法規を以て資源の保護を図ると共に、その試験に對しましては補助金を交付して奨励に努めて参つたのであります。最近特にその輸入量が膨大に上りまして、將來更にその需要増加を見込まれ、且つ國內の試験技術も世界水準を抜く域に達しておりますので、この際國產原油の飛躍的増産を企圖し、五年後年産百萬キロリットルの採油を目標とする計画を策定いたした次第でございます。これがため、初年度たる二十九年度には、試験補助金を前年度の約四倍一億三千萬圓に増額いたしまして、企業の探鉱活動を助成することによつて國內油田の発見、開発を促進することとしたものであります。

石炭についてはすでに堅坑の開鑿により、昭和三十一年末までに平均三割前後の価格引下げを図る目標を立てて、その促進に努めて参つたのであります。その後の経済事情の変動、重油消費の増加等のため、炭種によりましては現在においてすでに一カ年前に比し一割以上の下落を示しておるものもあるであります。この傾向は一面に、企業は合理化意欲を強

めることとなりまして、他面經理の安定を售し、既定計画の遂行を困難にする虞れもありますので、坑道掘進費の損金算入等資本蓄積促進のための税制の改善等による効果をも考慮に入れます。必要最小限の財政資金を優先的に確保して、飽くまで炭價の値下げ方針を堅持して参りたいと思つております。石炭、石油等の全般に互る総合的燃料対策につきましては、差当り石油の輸入外貨を節減いたします。新規需要に對する重油振換を抑制しつつ、緊要用途に對しましてはその入手を確保する方法を講じまして、以て石油消費の合理化を図ると共に、石炭需要の安定に努めたいと考えてございまして。以上通産省の施策につきましてその大綱を御説明申し上げたのでございまして。何分私自身も就任早々のことでありまして、極めて検討の不十分の点多かろうと思われまゝです。各委員の御鞭撻と御援助とをひとえにお願い申上げる次第でございます。

○委員長(中川以夏) お諮りいたしますが、通産大臣は本日衆議院の予算委員会がございまして、にかかわらず、特に当委員会のために繰合して出席してもらつておりますので、只今衆議院からやかましく言つて来ておりますので、本日は一応御退席をお願いいたします。後日、これも予算委員会がございまして、一つ委員会を少し早く開いてもよろしいと思つて、繰合して願ひまして、本委員会の質疑においで願ひたいと思ひます。それではさうに取計らいましてよろしくございませうか。

○委員長（中川以良君）有難うございました。

それでは引き続き通商産業省の二十九年度の予算関係につきまして説明を聴取いたします。

○政府委員(古池信三君) 昭和二十九年度の通商産業省の予算に關しまして、御説明を申上げる次第でございますが、私から概略を申上げまして、詳細につきましては官房長、或いは會計課長のほうから申上げることにしたものと存じます。

御承知のように私のほうの事業に關
しまする予算といたしましては、大体

これを教項目に分けて要求をいたしておるのであります。第一は貿易振興の対策でございます。これにつきましては最初に要求をいたしました数字が十

一億二百万円ばかりでございました。これが最終的に決定を見ましたのが三億二千九百万円余りになつております。

す。第二は資源対策について申し上げます。これはきまりましたのは二億四千五百万円でございます。要求は相当多く要求したのでありますが、それは申上げるのを省きます。

第三に技術振興対策といたしまして七億三千五百万円。第四に中小企業振興対策といたしまして三億七千二百万円。その他省内の人件費、事務費等四十六億九千九百九十九万円。合計が六十六億八千三百万円になっておりまして、昨年二十八年度に比べますと、二十八年度が五十八億一千八百万円になっておりますので、その間若干増加を見ておる、こういう数字になっております。尤もその中には人件費、事務費等の増加もございますので、政策に関する経費としての増はそれほど多くは

ないのであります。約四億程度になつております。この辺の事情は、最初に

は相當な計畫を以ちまして大藏省に對して要求をいたしたのでありますけれども、御承知のように二十九年度の

緊縮予算のために、我々の希望した要求は相當に減らされたことは誠に遺憾であるに存じまするけれども、全体の国策として又止むを得ない点もある、その辺の關係は何とぞ御了承願いたいと思います。

各費目の内容につきましての説明は、官房長から説明することにいたします。

○政府委員(岩武照彦君) それでは只今政務次官から御説明いたしましたところを敷衍いたしまして各項目について御説明いたしたいと思ひます。

第一の貿易振興対策でございますが、これはいろいろな費目を一括しておるわけでございまして、その中身と

しまして最初にあります国際見本市参加補助金、これは海外の各地で行われます見本市に日本が参加いたしますにつきましてその経費を補助するものでございます。本年度はサンパウロにあ

ります。四百年記念の見本市に参加いたします。すはか、教方所、たしか五、六カ所と思ひますけれども、これに参加いたす考えでありますして、その経費の一部を補助することになつております。その次の海外市場調査会補助金、これは例のジエトロと申す団体でありまして、これは御承知のように海外のいろいろな情報を集めてこれを国内の業者、商社等に配付いたします。又国内のいろ／＼な情報を海外に紹介いたす機関でありまして、イギリスのジエトロの真似をした機関であります。これに

対しまして大体本年度同様三千万円の補助金を交付することになっております。

す。それから三番目の海外貿易斡旋所補助金でありますが、これは海外、特にドル地域に対しまして日本商品の積

極的な紹介を図ります。目的を持って本年度ニューヨークにこの韓旋所を開きます。明年度は更にカイロ或いはサンフランシスコの二カ所にこの韓旋所を増設したいと思っておりますので、その経費の補助金であります。それから

重機械技術相談室補助金と申しますと、これは本年度ジャカルタほか五カ所、計六カ所東南アジアを中心に機械

類の、これ又商品の紹介或いは設計、相談等の便宜を図るための経費であります。これに対しまして明年度は個所を増設するということよりも内容の充

実にとどめたいという考えで、その経費の補助を予定しております。

それからその次の五番目は、これは

從來ありますようないろ／＼な我が国の商品なり、或いはいろ／＼な輸出企業の実情を宣伝する経費、例えばカタログを書いて送るとか、いろ／＼な仕事をやっております。その経費の補助

であります。それから六番目の東南アジア技術協力団体の補助金であります。これは現在東南アジアに対しましていろいろな技術者その他を送り出してありますが、その人の留守宅或いは歸つてからの援護、それからもう一つは東南アジアからいろいろな技術者或いは労働者等が来ておりますので、それを受入れるいろいろな工場、事業場に対しましていろいろな面倒を見るといふふうな、送り出し、受入れ、両方の関係の具体的な援護施設をやっております。その団体に対する補助金であります。

ます。それから七番目ののは、これは今年四月大阪におきまして国際見本市を

開催いたしますが、その補助金であります。これは本年同様の経費でございます。それから八番目の国際商事仲裁

協会の補助金、これは例の国際商事課停の關係の協会に對しまして行方補助金であります。合計いたしましてこの貿易振興の關係は本年度一億九千万円に對しまして明年度は三億二千九百万円約七割程度の経費の増額を認められ

たわけでありまして、これによりまして何とか積極的に海外に我が商品の成果を宣伝し、併せていろ／＼なその背

後にある問題の解決に資したいと思つております。

それから資源対策としましては、最初にありますのが金の問題でございます。

して、これは御案内のように現在金は産金量の三分の一程度を国で買上げまして、三分の二を自由販売いたしてお

りますが、この戦前戦時中を通じましていろいろその金鉱業の苦難もありましたので、その経営を助成いたしまして、産金の維持増進せしめるといふことのための、探鉱のための補助金でござ

でございます。それから新鉱床の探鉱補助金、これはいろいろ重要な鉱物にかかると、鉱山の探鉱の補助金、これはずっと続いて来ている金であります。それから石油の試掘等補助金、これは先ほど大臣から申しましたように、昨年来この石油の油脈或いは埋蔵地区等におきましてどういうふうなこれを開発したらいいか、或いは調査したらいいかということにつきまして、民間の権威者を集めた審議会を持ちましていろいろ検討したわけでございまして、その結果この我が国の油層はそ

の調査方法、試掘の方法よろしきを得れば相当将来見込があり、よつてまあ

政府において積極的且つ計画的にこの石油の試掘を助成して産油量の増加を図つたほうがいい、こういう答申がご

ざいまして、それに基きまして石油の試験五カ年計画というものを作りまして、でき得れば五カ年後に百万キロリツツル程度の産油量を得るように計画的に試験探索をして参りたいというよるな結論に達しました。初年度の経費

としまして僅かでございますが、一億三千万円程度計上して試験、地質調査、二次採取等の事業に対して補助い

たして参りたいということでございます。以上僅かではございますが、大體資源開発関係の経費も約昨年に比べまして六、七割の増加を見ております。

このほかに資源関係は若干この開発銀行等の財政投資に待つ面もあるかと存じております。

それから技術振興対策費でございますが、これは概して申しますと、本年度の七億三千三百万円程度の経費が明年度も一応計上されておりますて、内容におきましてもこの工業化試験補助

金、或いは鉱工業研究補助金等大体内容並びに金額も同様でございます。それから三番目の工作機械等試作補助金でございますが、これは本年度工作機械を中心に試作に対して補助を認めて参つたのでございますが、それを明年度は少し範囲も拡げまして、工作機械以外の重要な機械に対してもこれを国産化できるように補助して参りたいという考えでございます。これは生産者のみならず利用者のほうにも補助金を交付する途を開きたいと考えております。

それから四番目、五番目、六番目はこれは物価の関係の補助金、貸付金等でございますが、この金額並びに内容におきましては大体本年度のと同様でございますので、詳細な説明は省略いたします。

それから中小企業振興対策でございますが、これはこの明年度一兆予算のしわが相当寄る個所かと考えられますので、特にいろいろ経費の増額を行うように努力して参つたのでござい

ますが、遺憾ながら結果的にございましてはその表に現われておりますように二億三千百万円のもの三億七千二百万円、まあ四割、五割程度の増かと思

います、なおこのほかに中小企業金融公庫などの貸付金の増額等も一部ありますので、まあ不足ながらこの辺を足掛りに中小企業の対策を進めて参りたいと思つております。最初にありま

るのが例の協同組合の共同施設等補助金でございます。本年度一億八千万、これを明年度は三億にいたします。内容におきまして、共同施設の補助のほかに設備更新、組合員の行方設備更新に

新に参りましてこの経費の一部を補助して参りたい、こういうふうに考えております。それから二番目の中小企業の振興指導費の補助金でございますが、これは本年度行なつておりますように、都道府県の事務費の補助でござ

います。次はちよつと一部落ちておりますが、大体昨年度の経費、水害の復旧資金の利子補給でございますが、これは昨年度の水準に對しまして金融機関から行なつた融資の利子補給、大体以上が主な費目でございますが、合計いたしましては本年度の五

十八億一千八百万円が約一割五分の増

加を見まして六十六億八千三百万円、八億程度の増加になつております。この中におきまして、実は人件費のベース・アップ等の関係上約三億七千万程度増えておりますので、残余が事業費関係の増加というふうな大体御了承願ひたいと思つております。

なお以上一般会計でございますが、特別会計におきましては特に目新らしい事項もございせんが、一、二新らしい事項といたしましては、例の輸出保険の関係でございますが、このほかに一部新種保険を設けたい、つまり委託販売につきましてこの損失を補填する制度を設けたいということで、その

契約限度の引上げを認められております。これは追つて法案の形でござい御審議をお願いしたいと思つております。もう一つは、中小企業の信用保険

のほうの特別会計でございますが、このほうにおきまして、先ほど愛知大臣からちよつと申しましたが、小口の融資保険を設けたいと思つております。一口五

万円以下の融資に対する保険でございます。これにつきましても追つて法案の形でござい御審議をお願いするこ

とになるかと思つております。なお通産省に關係あります特別会計で、例の援助物資の特別会計並びに緊要物資の特別会計、この二つは一応業務並びに残務の整理を見ましたので、明年度から廃止したいというふう

に考えております。それから次にお手許にお配りしてあります財政投融資計画でございますが、これにつきまして簡単に御説明いたしたいと思つております。通産省に關係の深い財政投資の政府機関といたしましては、開発銀行、輸出入銀行、電源

開発会社、それから国民金融公庫、中小企業金融公庫の五つでございます。最初の日本開発銀行につきましては、本年度は政府資金の運用部繰入れ並びに産業投資特別会計を合せまして三百五十億、このほかに開発銀行自体の回収金並びに利殖金等が約三百億を

超えますので、大体融資の金額といたしましては六百五十億に相成ります。本年度はこれの表にありまするように、政府の財政資金六百億のほかに、回収金、利殖金と合せまして二百六十億、合計八百六十億でありましたので、融

資の総体におきましては開発銀行は明年度は二百十億の減少を見ることに相成ります。そこでこの産業別の投資の計画でございますが、目下細かい点は検討中

でございますが、大体のところをいたしまして内定いたしておきますのは、このうちで電力会社に対しては三百五十億、それから海運につきま

して百八十五億、これは運輸省の關係でございます。それから石炭、鉄鋼、自家発電、合成繊維、それから機械、硫

安、この六業種に對しまして九十五億と一応考えております。これは我々として

しましては、このうち特に石炭に對しましては、得れば三十億以上の投資を行

なつておりますが、この予算の面に現われませんが、この銀行自体の資金としましては回収金、利殖金或いは前年度からの繰越金等がござい

ますので、それが二百億程度と一応予定されております。それでこの銀行の融資の資金として参りたい、こういうふう

に申上げた次第であります。それから電源開発会社でございますが、これは本年度は二百億の財政

が、これは本年度は二百億の財政が、これは本年度は二百億の財政

が、これは本年度は二百億の財政が、これは本年度は二百億の財政

が、これは本年度は二百億の財政が、これは本年度は二百億の財政

が、これは本年度は二百億の財政が、これは本年度は二百億の財政

増加いたしまして二百六十億と一応予定いたしております。このほかに若干の本年度からの繰越もあるかと存じますが、この電源開発会社は丁度明年あたりが、仕事の事業量が殖えて参る時期に相成りますので、この金では

最も資金を効果的に使つていまして、請じてできるだけ既定の計画を達せ

ないようになつて参りたいと思つて

それから国民金融公庫でございますが、これは財政からの金は大体今年度同様九十億でございます。このほかに回収金、利殖金等が二百三十億程度期待されておりますので、融資の

ベースといたしましては三百二十億程度が一応できる予定でございます。勿論この国民金融公庫の中には生業資金

或いは恩給担保の貸付等中小企業以外の個人の生活資金といったものもござ

います。が、相当部分は中小企業、なかんずく零細企業の方に廻るよう

何とかこの辺でこの金融公庫の仕事が続いて参りたいと考えております。
大体以上が通産省関係の明年度予算の概要でございます。

○委員長(中川以良君) それでは質疑に入りまして前に、只今提案されておりますガス事業法案並びに特別鉅害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(古池信三君) 只今議題となりましたガス事業法案につきまして御説明申し上げます。

政府は、昨年十二月制定を見ました「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」が暫定法であり、同法に代る電気及びガスに関する恒久法を早急に制定する必要があるもので通産省に設置いたしました「電気及びガス関係法令改正審議会」を中心としてこの一年間鋭意検討を進めて参つたのでありますが、漸くガスに関しまして成案を得るに至りましたので、ここにガス事業法案として本国会に提出し、その御審議を仰がんとするものであります。

従来ガスにつきましては、その事業の遂行が国民生活上特に都市を中心としたしまして重要な地位を占め、民生の安定に対する影響が大きく、且つ、ガスの性質上その製造及び供給の取扱如何によつては相当の危険を伴います関係から、すでに大正十四年瓦斯事業法が制定され、ガス事業運営についての規制、ガスの保安に関する監督等が行われて参つたのでありますが、昭和二十五年公益事業令の制定に伴ひまして、ガス事業の公益事業たる性格に鑑み、電気事業と併せてその事業運営の規制を行うこととされ、ガスの保安に関する部分は、旧瓦斯事業法の規定によることとなつた次第であります。その後昭和二十七年十月二十五日以降公益事業令が失効する事態が生じ、政府は、急遽「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案」を策案し、幸い第十五国会における御審議の結果、同法の可決を頂き同年十二月二十七日から公益事業令の内容をそのままに引継ぎまして今日に及んだことは、すでに御承知の通りであります。

併しなから、電気事業とガス事業とを併せて規制いたしておりました公益事業令の三年に互る運用を顧みますならば、ガス事業の態様は、電気事業のそれとは異なる点が多々ありまして、両事業を同一の法規により規律することは、実情に副ひ得ない場合が多く、加えて公益事業令に基く許可手続と旧瓦斯事業法に基く許可手続とが重複する場合もあるような現状でありますので、電気及びガスに関する恒久法をそれぞれ別個のものとし、ガス事業の運営の調整と保安の監督とを有機的に一体化し、ガスの実態に即した立法を行うことが適当と存じ、先に申述べました審議会の答申の趣旨を尊重いたしまして、ガス事業法案を取りまとめた次第であります。

法案の内容につきましては、御審議の途上、逐一詳細に互に申述べた所存であります。以下簡単にその概要を申し上げますが、この法律は、第一章から第四章までにおきましてガス事業の運営に関する規制を、第五章におきましてガスの製造及び供給についての保安に関する監督を、第六章におきま

てガス事業者の土地立入の特権その他この法律の補充規定を定めております。

第一章におきましては、この法律の目的とガス事業の定義を定めておりますが、ガス事業の範囲を一般供給事業者に限るものといたしました。これは現在のガス事業の実態から旧瓦斯事業法と同一の定義とすることが妥当でありますので、いわゆる卸供給事業者をガス事業の範囲から除いたわけであり、第二章は、事業の創設から廃止に至るいわばガス事業の一生につきまして所要の規制を加えたものであります。公益事業令の内容と大きく異なる点としては、事業許可の基準を詳細に規定いたしましたこと、及び事業開始義務に併せてガス事業の開始の確実性を保つたため、ガスの供給施設の設置義務を課したことのほか、ガスの使用者の利益を図るため、ガス事業者の休眠区域についてこれを放任することを防止する措置を規定したこととであります。第三章は、ガスの供給の態様に関する規定でありまして、ガス供給業務のサービス向上を資するため熱量及び圧力の測定義務をガス事業者に課すると共にガス事業者に課すると共にガス事業者がガスを卸供給する者に対してもガスの適正化を図るため、その卸供給料金等について認可制を設け、更に従来制度的に明確性を欠いたガス事業者の特定供給につきましても所要の規制を加えることといたしております。第四章の健全化を図ることと、同時に企業の自主性を尊重し、ガス事業会計処理の根幹たる会計整理の基準と減価償却の命令のほか、公益事業令で規定してお

しました。次に第五章の保安であります。従来個別に行われてきたガス工作物に関する工事許可及び使用開始許可制度を新たに包括的な工事規程認可制度に置換すると共に設備の維持義務をガス工作物の設置者に課したほか、有害成分の測定制度を設定し、ガス主任技術者制度の整備と相俟つて、保安監督の充実を期してある次第であります。第七章の雑則におきましては、ガス事業者の土地立入、植物の伐採等に関し公益事業たる見地から若干の特権を認めるほか、ガス主任技術者国家試験手数料の法定化、公聴会、聴聞事項の整備等につき規定し、併せてガスの使用者の利益を保護するため、通商産業大臣に対する苦情申立制度を明定いたしております。最後に附則であります。これには、この法律の施行に伴う経過的措置関係法令の改正等について、所要の定めを置いたものであります。

以上甚だ簡単でありましたが、この法案の構成につきまして御説明申し上げます。政府といたしましては、この法案がガス事業の実態に即して最も適切と信じて御審議を願うこととしたのでありますが、この法案が幸いにも可決せられ制定の運びとなりました際には、同法の実施を厳正に徹底し、ガスの使用者の利益を擁護し、併せてガス事業の健全な発達に一致努力する所存でありますので、何とぞこの意を諒とせられ、慎重に御審議の上速かに御可決あらんことを切に希望して止まないものであります。次に特別鉅害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

特別鉅害復旧臨時措置法は、太平洋戦争中の強行出炭による特別鉅害を急速且つ計画的に復旧することによつて、民生の安定、国土の有効利用を図り、併せて石炭産業の健全な発達を期せんとするものであります。昭和二十五年五月法律施行以来著々とその成果を挙げて来たものであります。

ここに提案いたしました改正案は特別鉅害にかかる鉅業権者の特別会計への納付金を五割増額すると共に、法律の有効期間を二年延長せんとするものであります。主として法律施行後の物価の上昇と、現地における工事能力の制約との二つの理由に基くものであります。

何とぞ速かに御審議の上御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

それではこれより質疑を行います。先ほど御説明のございました通産省関係の予算並びに財政投資等に関する御質疑をお願いいたします。

○豊田雅孝君 ちよつと数字的なことを伺つておきたいのであります。中小企業金融公庫の資金計画、これは予算説明書によりますと、財政投資が百三十億、自己資金等六十億、合計百九十億というふうになつておるのであります。先ほど大臣の説明によりますと、六十億程度を増額し、百七十億となつていふと言われましたが、これはどういふ関係なんでしょうか。

○政府委員(岡田秀男君) 御説明申上

げます。来年度の予算の關係から申しますと、一般會計からの出資が二十五億、資金運用部からの借入れが百五億、合計百三十億、これが新しく公庫へ国の關係として出て来る金の量であります。それに對しまして回収金を大体六十億と見積りますので百九十億に相成るわけでございます。ところが二十八年度におきまして日本開發銀行に對して公庫が約二十億の債務を持つてゐるわけであります。これは二十八年度の三月三十一日を以ちまして開發銀行は自分の手によりますところの中小企業への貸出を打ち切りまして、四月以降の貸出の分につきましては公庫成立の際においてこの債権を買取るという約束で日本開發銀行が毎月五億程度の貸出を継続して参つた、これが九月まで若干の金額になつておりますのと、水電等の關係で日本開發銀行に頼みまして西九州或いは紀南その他の方面に災害資金の貸出をいたしましたものがあるわけであります。これを合計いたしましたので大体三十八億というに相成るのでございまして、この債権を公庫が引継ぎまして金を払うときに丁度公庫の資金繰りがかなり苦しかつたものでございまして、先ず半額を支払いまして、半額は別途大蔵大臣の指定するときに日本開發銀行へ金を払うというやり方をとりまして、實質的に十九億圓というものを来年度に送りまして、それだけ本年度の公庫の資金量を殖やす措置をとつたのであります。従つてこの十九億、ざつと二十億というものを百九十億の中から開發銀行へ返さねばならぬ、従つて来年度の中小企業金融公庫の運用資金総量は百七十億ということに相成るわけでございまして、

億ということに相成るわけでございまして、それから二十八年度の中小企業金融公庫の資金の關係は出資と借入とを含めまして百五十億でございまして、そのうちから商工中金に貸出ししたものが、貸出した債権の振替關係のものが二十億でございまして、百三十億でございまして、

それから回収金が大体九億乃至十億、大体大ざつぱに言ひまして十億見当でございまして、百四十億の資金量でございまして、そのうちから先ほど申上げましたように日本開發銀行へ約二十億債権を買入關係で払いまして、残り百二十億でございまして、お手許に差上げました資料に百十億となつておりますのは百二十億の誤りでございまして、御訂正を願ひますれば幸いです。従ひまして百二十億と百七十億との差額五十億が資金運用量といたしまして二十八年度より二十九年度が殖える、先ほど大臣が朗讀いたしましたのは、百二十億と百七十億との差額五十億程度が殖えるというふうに大臣から御説明があつたと思つたのでございまして、その大臣の説明いたしました書類の中には百十億というところで六十億の差額とありますが、これは百二十億、差額五十億というふうに御訂正願つたら仕合せでございまして、

○豊田雅孝君 一応今のお話でわかりましたが、併し少くとも中小企業金融公庫に對する資金は二百億をこの際要求しなければいかんというふうに我々も考へておつたのでございまして、それが減つて更に又開發銀行に返さねばならぬと、せめて返す分くらいは延期してもらふということはこの際もう当然の措置であると思ひますが、いづれ

この問題はあとじつくりとやりますけれども、差當りどうしてその延期ぐらゐはしてももらへなかつたのか、そこをちよつと伺つておきたい。

○政府委員(岡田秀男君) これは先ほど一般的に通産省關係の予算説明のときに申上げたと思つたのであります。日本開發銀行に對する政府側の出資乃至貸出というものが前年度と比べまして非常に減つておるのであります。日本開發銀行としてもなかく融資のやりくりが苦まれるような状態のやうに見受けておるのであります。と同時に困つたときに助けてもらつたやつを又小便をするというのはいささかと今後の交際もあることとございまして、やはり一応約束いたしましたものは払う、そして我々のほうとしては、与えられた金を極力効率的に運用して、この中小企業の資金のお世話をするといふやうにやつて行きます。と、どうもあんまり不信用のそしりを招いても如何かと存じておりますので、一応払うものは払おうという気がまゐにいたしておるのであります。

○豊田雅孝君 二十億ぐらゐなら資金運用部資金のほうからでもちよいと何とかしてもらへばいいでしようかと、今中小企業對策を折角この際やらうと言つておるのに、そう二十億返す返さんで細かく行くといふことは、えらい長官は氣が弱いですね。

○政府委員(岡田秀男君) 氣が弱いと申しますか、要するに非常に困りましたときに助けて頂いたものですから、そこは紳士的にやりたいと、こう考へておるわけでありまして、そのほかに本来の形として大蔵省方面へ正式な形でものと殖やしてもらうやうにかなり努力もいたしたのでございまして、

力もいたしたのでございまして、最後の瞬間までやりまして、二十億を殖やしてもらうたというのが現実でございまして、遺憾ながらこの程度で辛抱せざるを得なかつたというのが実情でございまして。

○小林英三君 二十九年度一般會計予算要求概要というのがございまして、今の説明によりまして、二十九年度要求という欄がありまして、この額は全部通産省から大蔵省に要求したものでしょうか。或いは決定額でしようか。要求したものと決定額はこれと違ふのですか。

○政府委員(岡田秀男君) これは最初に要求した額ではないのであります。そして、その後折衝の結果ここに落ちつきまして正式に国会に對して予算として要求するといふ数字がこれでございまして、

○政府委員(岩武照彦君) 百八十五億と予定しております。それから石炭、鉄鋼、自家発電、合成纖維、機械、硫安、この六業種に對しまして一応九十五億、それから残余の業種並びに予備として二十億、このやうなふうに一応いたしております。

○委員(長中川以寛君) ちよつと申上げますが、只今の内訳は昭和二十九年度予算の説明書の中にございまして、どうぞ御参考にお覽を頂きたいと存じます。

○小林英三君 それから今豊田委員から御質問されました、中小企業公庫合計百三十億、回収金が六十億で、それから二十億返して百七十億といふことはわかりましたが、このプリントにあります百三十億をむしろ百二十億圓にして頂いたほうがよいという今の長官のお話がありましたが、これは一般會計と資金運用部とどういふ違いがありますか。

○豊田雅孝君 百十億を百二十億と申上げましたのは、大臣が御説明申上げました説明の演説の文章がございまして、その表ではないのでございまして、その文章のうち中小企業對策といふところに百十億と、百七十億で六十億殖えたといひておるのでございまして、それを百二十億と、百七十億の差額五十億といふやうに御訂正を願ひたいと、こう申したのであります。

○小林英三君 そうしますと只今委員長の財政投融資の表にあります……
○政府委員(岩武照彦君) 表ではないのであります。

○小林英三君 財政投融資の表にありますが一般会計が二十五億、資金運用部から百五億、これで正しいのですか。
○政府委員(岩武照彦君) それが正しいのです。合計百三十億です。

○海野三朗君 昭和二十九年一般会計予算要求概要の表について伺いたいのですが、ここで資源対策のところで石油試験等補助金、ここで一億三千万円やつておられますが、これで百万キロリットルですか、その石油が大体これくらい予算であればできるというお考えでありますか。若しできるといふお見通しであればどこをどう御計画があられますか。その辺を伺いしておきます。

○政府委員(川上為治君) 百万キロリットルの計画は五カ年計画でありまして、五カ年後におきまして百万キロリットルを出したいという計画で、私も最初の計画として初年度大体十億程度助成金を出したら、年々大体それと同じくらいの程度のもを出しまして、五カ年後におきましては百万キロリットル出したいという計画であつたのですが、いろいろな予算の関係から来年度におきましては一応一億三千万円程度ということになつたわけでありまして、この最初の五カ年計画を遂行するためには来年度或いは再来年度におきまして最初我々が考えておりました計画の助成金よりも更に多くの助成金を出さなければ五カ年計画は最初の計画通り遂行することはなか／＼困

難ではないかと思つておられますけれども、まあ何とか初年度におきましてはこの程度出しまして、将来更に来年度再来年度におきまして増額して所期の計画を何とかして果して参りたいというふうなふうに考えておられます。

○海野三朗君 この石油試験について緊縮予算、金を減らせば……、金を減らして効果を上げるなどということを考えたつてやつぱりかけるだけの金をかけなければ石油というものは出て来ない。至つて正直なもので私は考へる。で、一億三千万円と言へばその何分の一、約七分の一しか効果が挙げられないことになるのであります。が、こんなことでは石油を今国内では非常に要求しておる、で外国から石油を買わせないようにして外貨を減らさないようにしようという考へであつて、そしてこのこれだけかしの一億三千万円のお金では、これはとてもできないと思つておられますが、その点に對しては御当局如何なる御決心をお持ちになつておられますか。

○政府委員(川上為治君) おつしやる通り石油の需給関係、外貨の事情等からいたしまして、どうしても国産の原油を相当程度出さなければなりませんというところにつきましては、全く同感でございますが、本年度におきましては緊縮予算の関係から、どうしてもこの一億三千万円程度しかつけれなかつたのでありますけれども、先ほど申し上げましたように来年度、再来年度におきまして是非とも増額いたしまして、そして所期の五カ年計画、これを何とかして遂行するように私どもとしましては持つて行きたいというふうに、そういう決心であります。

○海野三朗君 五年後の生産が百万キロリットルというふうな計画でありまして、この石油を使うというところは、今毎日々々の問題でありまして、こういうふうなせつぱ詰つた現状にあるのにもかかわらず、まあ四倍のお金を出したと言つて、大きなことをさつき大臣も言つておるようでありまして、こんなことでは私は、歌に唱つておつたのは石油は出て来ない。大自然というものは正直なものであつて、やはり金をかけなければ出て来ないのだ。ここに私は今の政府が唱つておるところのものは歌であるというふうに僕は思うのであります。とにかくもう一度何とか工夫をして、ほかからこの予算の増額をせんとする御決心があられるのかどうか、どうしても一兆億円の範囲内でやれないというお考えであるならば、石油の輸入ということもやはり考へなければならぬのではないかと。金がないからして輸入できない、成るべく輸入させないで、国内で間に合せようというお考えはいいのであるけれども、現実には即したやり方ではないと私は考へるのであります。この点に對しては政府御当局、政務次官の御所見を承わりたいと思つておられます。

○政府委員(古池信三君) 只今の海野委員の御説は誠に御尤もでありまして、至極我々も御同感いたすのであります。従つて通産省の立場から申せば、もう少しこの予算を奮発して、そして早く所要の石油を国内から産出するように努力をしたいという気持は持つておるのでありますけれども、御承知のように今回の予算においては、できる限り緊縮をしようというので、各方面において相当緊縮を強化して、と

いうような実情であります。従いまし政府の一員といたしましては、誠に不十分ながら、不満足ながらこれだけ要求いたしておるといふ次第であります。従つて只今も鉱山局長からも申し上げましたが、次の年度においては是非ともこれを大規模に増額をして頂きまして、速かに国産の石油を出したいというふうな考へておられます。只今海野委員のお話は誠に我々も御同感に考へておるような次第であります。どうかその辺の我々の決意のあるところも御了承を願ひまして、今回はこれによつて五カ年計画の緒についた、途を閉くものであるという意味合いから、どうか御賛成を願ひたいと思つておられます。

○海野三朗君 只今古池政務次官からお話を承わりましたが、今現在東北におきましては天然ガスが噴出しておるものであります。山形県の安楽城村におきましては天然ガスを採掘……石油を採掘せんとして掘つたのであります。が、三百五十メートル掘つたところから、一時間約四千五百立方メートルのガスが噴出しておる。そういうふうな状況に對しましては、政府のほうではそれに對してどういふ御所見をお持ちに對しておられますか。これをやはり工業化するには相當の資金が要るのであります。この点については鉱山局長さんは如何にお考えになつておられるのであります。

○政府委員(川上為治君) 石油の開発に對しましての助成金だけではありませんで、この天然ガスの開発につきましても私どものほうとしましては、積極的に援助をいたしたいと考へております。従来におきましても石油だけでは

なくて、このガス関係につきましても或る程度の助成金を出しておるわけなんです。が、来年度におきましても、やはりガス方面につきましても相當の助成金をこの中から出して行きたいというふうな考へておられます。仰せの山形県の問題につきましても我々としましては、十分調査の上でこれが緊急に出すべきものであるというふうな考へますれば、ここに對しましては或る程度助成金を出してその開発を促進することにならうかと考へておられます。

○西田隆男君 今の石油の助成金の問題ですが、川上さんは五カ年計画というふうな御説明があらましたが、それはこの委員会に資料として出して頂けますか。

○政府委員(川上為治君) 資料をお出ししたいと思つておられますが、この前のたしか委員会でお配りしたのじやないかと申しますが、私記憶違いでありましたら……
○西田隆男君 なぜ私がそう申すかと申しますと、石油は日本では帝國石油一社の独占事業、而も帝石は年二割の配当をやつておる、そうすれば去年三千五百万円であつたものを今年度一億三千万円に助成金を殖やすというだけでは意味をなさない。これは海野君の言う通りと思ふ。併し将来五カ年計画があつて、年に五十億の資金を出さなければ油田の開発が不可能だといふ見地に立つての初年度の助成金であれば、これは又別に考へる方法があると思ふのですが、併しそれにしてもただ一社の独占企業である石油の開発の助成金を税金のうちから殖やして行くというところであれば、これは政府は四百六十万株持つておるはずですが、帝

○政府委員(松尾泰一郎君) 実はできるだけきょうに努めたいと思ひますが、何分この役所から出しております補助金の額と言ひますのは今いろいろ御指摘のありますように非常に少ないのであります、これ以外にも地方庁、それから民間から寄附を集めまして、この海外市場調査会を例にとつて申しますならば毎年の支出が一億円ぐらゐな事業を果はやつておるわけでございます。それでまあこの予算に余裕があまりなれば、そういう刊行物等も比較的広く配れるのであります、その辺の關係はどうなつてますか、私共はよくつきりわかりませんが、都合がつくようございませう、できるだけ委員会にも配りますように努力をしたいと思います、種々様々な速報なり、月報なりを出していることは事実でございます。

それからちよつと先ほど申し上げた点で、この貿易振興対策の中の、(1)、(2)、(3)、國際見本市、それから海外市場調査会の關係、海外貿易振興所の關係、これは別の団体に実になつたわけでございますが、予算でも一括して掲げられておるようございませう、団体のほうも先ほど御指摘がありましたが、できるだけ一本にして強力に使う意味から団体のほうの統合を私は目下考へておるような次第であります。

○海野三朗君 貿易振興所補助金とここにありますが、昨今では民間の、つまり國民的な現われとして、よく展示会というやうなものが行われまゐります。昨年の九月、上野の松坂屋でインド展をやりました。ああいうときには、今度例えはインドに行つて日本展

をやろうというやうな民間の熱心なる動きがある際には、やはりそれに対して援助をする、補助しようという御用意があるのかないのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今の御尋ねの点でございませう、実はこれまでこの各地方庁なり或いは個々の団体で海外でやういふ企てをするといふことがあつたわけでありませう、役所といたしまして見ました場合に、やはり全国的に統一したやり方をいたすほうが貿易の性質から見まして望ましいのではないかと、従つて一団体或は一地方庁の企てにつきましてはそれ、いづれがばつたらんに申上げますならば、自前でおやりになる分については勿論いけないうこととも言へないでございませう、少くとも通産省から補助金を出してやる場合はできるだけ計画的に、又全国的にやりたいといふことで以て、今申上げますようにこの國際見本市協議會というものを中心として地方庁或いは關係団体の協力を得て実をやつておるわけでございます。この予算に掲げられておりますところは、僅かの金額でありまして、實際は關係の団体或いは地方庁がこれに協力をしてやつて頂く金というものは實は倍も三倍もになつておるのであります。いわば通産省が何といひますか、基本になるような資金だけを出しておるやうな恰好に思ひます。そういうことでありまして、個々の団体がやういふことをやりたいからこの金を少し分けてくれんかといふことになりましても、ちよつと調査する余裕もございませう、ここに掲げられておる金額の大体の所

定の計画がありまして、その計画に基いてやういふ金額を算出してありますので、この金額の範囲内では今のこの個々の要求につきましても、ちよつと応じていくのではなからうか、ちよつと考へております。

○海野三朗君 今局長のお話では全国的に言われた。全国的にやるならば何ぞ政府なんぞ要らない、通産省なんぞ要らないのです。民間の団体であるから、地方の一部分になるんじやありませんか、国全体でやるならば何も政府も通産省も要らないのです。これが地方の人たちが、或いは宗教団体であるが、何の団体であらうか、とにかくやういふ全国で各種の業に携つてい

る人が皆一致しておるといふわけにありません。つまりその方面に熱意を持つておる人たちの集まりでありませう、それがやういふやういふときは、やはり政府としてこれに誠意を示すべきものではないか。私はさういふふうにお考へるものであります。局長の御所見を私は承りたい。私は全国的に皆一致して行つたものをやりたい。さういふものの場合にお取上げになつておるやうでありますけれども、民間の盛上る力というものが全国的に皆行つてしまつたらば政府も要らない、通産省も要らない。ここに民間人の心のこの熱意の高まりといふものを醸成して行くといふお考へがなければならぬのじやないか。つまり民意の向上、さうして熱意、それをやはり通産省が考へて幾分なりこれを奨励してやつて、いづれ國民的な向上といふことに意を注がなければならぬのではないかと私は考へるのであります、局長のお考へをもう一度お

伺ひたいのであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) お説御尤もな点もあるでございませう、先ほど申しましたように、ここに掲げられておりますこの予算につきましても、一応予定の計画がありまして組んでおるわけでございます。従つてこの中からさういふ新しい民間の団体の計画がありましても少し支出がむづかしいといふことを申上げたのであります。勿論民間団体の非常に熱意のある点は我々も諒とするわけでありませう、何分貿易と申しますのは国全体として考へなければいかんのでありませう、例えは兵庫縣とか大阪府といふやうな所だけが実はこれまでもやつた例もあるのではありません、いづれ海外で非常

に評判が悪いのでございませう。例えは船に見本を積んで行つてアフリカとか、或いは南米に行つた例もありませう、いづれも一地方の紹介にとどまるという場合にはおきましては非常に日本といふものを誤解せしめて、こんな商品しか日本にはないかといふやうなことで却つて弊害になつたやうな点もありません。我々通産省がスポンサーになつてやります場合には、できるだけ全国的な規模におきまして恥かしくない見本市なり、展示会をやりたいといふことで、どちらかと申しますと個々の地方の団体なり、個々の団体の企てについては我々熱意におきましては多

にいたしてはおりますが、やるときは一緒に協力してやつて頂く、独立では余りやつて頂かないほうが却つてよくはないかといふやうなことで現在まで来ておるわけでありまして、貿易の性質から申しまして、或いは兵庫縣から見ると非常に立派なものでありまして

も、日本全体から見るとつまらない物が展示されるというやうなことが往々にしてあるやうであります。さういふやうなことのなないためには、やはりどうしてか計画は全国的な計画を以てやらなければならぬといふことを今申上げておるやうな次第であります。

○委員(中川以良君) 私からちよつとお伺ひしたいのであります、海野先生、時間がありませんので、重要な質問だけさせて頂きまして、次回にお願いいたします。

○海野三朗君 今のお話はよくわかりました。県といふやうなちよつと小さなものでは困ることは今のお話でも承りましたが、例えは去年の九月にインド展を上野の松坂屋でやつたといふやうなこと、又日印友の會、民間の幾つもの會、幾つもの団体が密つて全国的に今度は日本展をやろうといふやうな催しに對しては今お話を少しづつしておるのではないかと。さういふときにはやはり幾らでも御便宜を図られるのが当然ではないかと私は考へるのであります、兵庫縣とか何とか、それは余りに小さいものであるけれども、私のお伺ひせんとするのはインド展を日本

思いますので、そういう意味合いにおいて、今日は時間もございませんから、成るべく簡單明瞭に一つ御説明を頂きたいと思ひます。

○政府委員（川上為治君） この一年の間に石油の需要が非常に増大して参つております。特に重油につきましては昨年大体三百三十万キロリッター程度の需要でございましたが、最近におきましては年間五百万キロリッターを突破するといふような状況になつております。

それから石油全体の外貨の使用状況を見ましても、本年度におきましては、一億五、六千万ドル程度必要になるのじやないかといふようなふうに考えられております。最近の外貨の事情から言ひましても、こんなに石油の需要が急激に伸びますというところから、外貨のほうから非常に

す。又重油の需要が非常に増えたという点から言いますというと、石炭業者としまして非常に問題がそこに出て参るわけでありまして、私どものほうとしましては、何とかこの問題につきましてこの際調整措置を講ずる必要があるのではないかというふうなふうに考えているわけであります。そこでやはり統制というふうな問題につきまして、これは慎重に考えなければなりませんけれども、何とかして行政的な指導によりまして、不必要な方面が油をそんなに使わないようにいたしたいというふうな考えを持つているわけでありまして、これは農水産関係、こういうふうな方面につきましては、それはどうしても必要な方面でありますので、何とかして紐付きの配給をするなり、

ろいろな方法を用いまして、これが確保を図りたいというふうなふうに考えております。

それからそれ以外のものでもありまして、例えば鉄鋼とか、その他輸出入関係に非常な影響を持ちますようなものにつきましても何とかして特別な配給を行政指導によりましてやつて行きたい、そういうふうな考えております。

すか、能力としては、年間五千万トンくらいの石炭は十分に出し得る状態になつておつたのであります。ところが価格の問題と使用効率の上から、大分重油に対する転換の度が進みまして、石炭の需要が非常に減つたのであります。そこで五千万トンの能力を持つ炭鉱側が、需要に見合ふ生産に落さざるを得ない。というのは、御承知のように、石炭は非常に置場に窮する点と、貯炭に対する金融というものは、担保力がない関係で、非常にむづかしいのであります。

いう生産費の高い山を閉鎖するということは、一面においては堅坑政策の推進を放棄するという結果になるわけでありまして。

も可能である。生産量を増さないで、石炭の価格を下げるということは、現在の状況においては恐らく不可能な状況ではないか、こういうふうな思われるわけでありまして。そういうふうな状況と、重油の使用量の立場に立つて見た効率なり、価格なりという点の、調整をどうするかということについては、先ほど鉱山局長からもお話がありました。現在検討を進めておる段階でございます。

一、中共同輸出制限緩和に関する陳情(第三四号)
第一三三号 昭和二十八年十二月十一日受理
中小企業に対する年末融資の請願
請願者 愛媛県宇摩郡川之江町 横内穂外五名
紹介議員 湯山 勇君
金融引き締め政策、大企業の中小企業、下請工場等に対する連立並びに相次ぐ風水害による取引先の倒産等により愛媛県下の製紙業、同加工工業等の中小企業者の中には、金融難のため工場を閉鎖するもの、倒産するものが相次ぎ地方住民に多大の不安動揺を与えている現状であるから、年末融資について適切な措置をとられたいとの請願。

そう、そういうものに対しては成るべく石炭に代つてもらいたい、そうして重油を使わないでもらいたいというふうな気持ちを持つておりまして、そういう方面も何とかして行政指導によりまして、そつちのほうで石炭を使うようにしたいという考えを持つてい

そこで本年度四千五百万トンの生産規模に落したわけでありまして。それが御承知の昨年夏あたりから起りました炭鉱の相当大規模な整理という現象になつて、かなり面倒な社会問題を起したのであります。ところがこの重油の消費状況は、現在のままに進めて参りますと、二十九年度におきましては更に生産規模を縮小せざるを得ないという状況に立至りますので、ここで又大きな社会問題を招くという懸念が多分に持たれるわけでありまして。この生産規模を縮小した場合に、どういふ方法をとりますかと申しますと、幾つかの山を持つていられるものは、山元の生産コストの高いものを閉鎖して行くのであります。それから一つの炭鉱を持つていられるものにつきましては、坑口を閉鎖するとか、或る坑内の切羽を閉鎖するとか、或る坑内から炭鉱の若返り、炭価の引下げの政策として、堅坑政策をとつておりまして、堅坑というものは、原価が非常に高くなつた老朽した山を若返らせる技術的な方法でありまして、この生産規模を縮小するために、そう

二二
お諮りいたしますが、本日はこの程度で終りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(中川以良君) 只今の問題に關する関連した資料を一つできるだけ早く御提出をお願いしたいと思います。この問題は極めて重要な問題でございます。省の指導行政というものが朝令暮改になつては、これは由々しき問題でございますので、早く一つ一貫した公正なる燃料政策をお立てを頂きたいと思ひます。これらに対する政府側の御所信等につきましても、次回に一つ御説明をお願いしたいと思います。

新潟県は、全国第三位の電源県であるが発電力の六十パーセントは県外へ移送されている現状であり、一面東北地区には不合理なるばく大な水力調整金を課せられ電力コストを高められてゐることは電力再編成時の各地区電力会社の企業努力を期待した精神に反するものであるから、(一)水力調整金のすみやかな撤廃、(二)電力料金は各地域の特殊性を考慮し大幅に地域差を設けること、(三)融資電力は各電力会社間の自由取引に任せること、(四)地方公共団体で開発された電力は地元県内に供給確保の方途を講ずること、等の措置を講ぜられたいとの陳情。

この際石炭業界のほうにおきましては、或る程度値段を下げて、そうして不必要な方面で重油をじやん／＼使つておりましたものが、石炭のほうに切替つて行くというふうな方向に是非とも持つて行きたいというふうに考えまして、現在いろいろ対策を相談しつつある次第であります。

○政府委員(佐久洋君) 重油と石炭の調整の問題は非常にこれはむづかしい問題でありまして、通産省としてもまだ結論に到達はいたしておりません。石炭の側から重油の問題について御説明申上げますと、大休本年度の当初におきまして石炭の生産の規模と申しま

十二月二十五日本委員会に左の事件を付託された。
一、中小企業に対する年末融資の請願(第一三二号)
一、水力調整金撤廃等に関する陳情(第二一〇号)
一、神戸通商事務所存置等に関する陳情(第三〇号)

午後零時四十一分散会

陳情者 新潟市上大川前通七新潟県商工会議所連合会頭 和田開吉

この生産規模を縮小するために、そう

この生産規模を縮小するために、そう

この生産規模を縮小するために、そう

この生産規模を縮小するために、そう

この生産規模を縮小するために、そう

この生産規模を縮小するために、そう

この生産規模を縮小するために、そう

この生産規模を縮小するために、そう

この生産規模を縮小するために、そう

この生産規模を縮小するために、そう

第三〇号 昭和二十八年十二月十六日受理

神戸通商事務所存置等に関する陳情

陳情者 神戸市生田区東町一二六

社団法人神戸貿易協会

長 谷口三樹三郎外一名

神戸の戦前における貿易実績は全国の首位を占めていたことは周知の通りであり、昨今においても神戸税関統計によると、全国対比輸出四十三パーセント、輸入三十七パーセントの実績を有し依然全国首位を占めている実状であるから、神戸通商事務所を廃止することなくむしろ機構の拡充を図りたいとの陳情。

第三四号 昭和二十八年十二月十六日受理

中共向輸出制限緩和に関する陳情

陳情者 神戸市生田区東町一二六

社団法人神戸貿易協会

長 谷口三樹三郎

わが国の対中華人民共和国向輸出貿易の拡大は、輸出禁止品目の解除以外に方法がないから、西欧（ココム）における禁止品目範圍まで全面的解除されるよう善処するとともに、両国間貿易の均衡確保上信用状開設引受額限度を撤廃されたいとの陳情。

一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、ガス事業法案

一、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

ガス事業法案

ガス事業法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第十一部

通商産業委員会會議録第二号 昭和二十九年二月二日【参議院】

第二章 事業の許可（第三条―第十五条）

第三章 供給（第十六条―第二十五）

第四章 会計（第二十六条・第二十七）

第五章 保安（第二十八条―第三十九）

第六章 雑則（第四十条―第五十一）

第七章 罰則（第五十二条―第六十一）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ガス事業の運営を調整することによつて、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガスの製造及び供給に伴う危険を防止することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ガス事業」とは、一般の需用に応じ導管によりガスを供給する事業をいう。

2 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。

第二章 事業の許可

（事業の許可）

第三条 ガス事業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第四条 前条の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 供給区域

三 ガス発生設備及びガスホルダーの種類及び能力別の数並びにこれらの設置の場所

2 前項の申請書には、供給区域の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準）

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 そのガス事業の開始が一般の需用に適合すること。

二 そのガス事業のガス工作物の能力がその供給区域におけるガスの需要に應ずることができものであること。

三 そのガス事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部においてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

四 そのガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること。

五 その他そのガス事業の開始が公益上必要であり、且つ、適切であること。

（許可証）

第六条 通商産業大臣は、ガス事業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 供給区域

四 ガス発生設備及びガスホルダーの種類及び能力別の数並びにこれらの設置の場所

（設備の設置及び事業の開始の義務）

第七条 第三条の許可を受けた者（以下「ガス事業者」という。）は、一年以上三年以下において通商産業大臣が指定する期間内に、前条第二項第四号の設備を設置し、その事業を開始しなければならない。

2 通商産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域又は前条第二項第四号の設備を区分して前項の規定による指定をすることができ。

3 通商産業大臣は、ガス事業者から申請があつた場合において、正当な事由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 ガス事業者は、前条第二項第四号の設備を設置し、又はその事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（供給区域又は設備の変更）

第八条 ガス事業者は、第六条第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 供給区域

四 ガス発生設備及びガスホルダーの種類及び能力別の数並びにこれらの設置の場所

（設備の設置及び事業の開始の義務）

第七条 第三条の許可を受けた者（以下「ガス事業者」という。）は、一年以上三年以下において通商産業大臣が指定する期間内に、前条第二項第四号の設備を設置し、その事業を開始しなければならない。

2 通商産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域又は前条第二項第四号の設備を区分して前項の規定による指定をすることができ。

3 通商産業大臣は、ガス事業者から申請があつた場合において、正当な事由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 ガス事業者は、前条第二項第四号の設備を設置し、又はその事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（供給区域又は設備の変更）

第八条 ガス事業者は、第六条第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五項の規定は、前項の許可に準用する。

3 前条の規定は、第一項の場合（供給区域の減少の場合を除く。）に準用する。

（氏名等の変更）

第九条 ガス事業者は、第六条第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（事業の譲渡及び譲受並びに法人の合併）

第十条 ガス事業の全部又は一部の譲渡及び譲受は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 ガス事業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前二項の認可に準用する。

（承継）

第十一条 ガス事業の全部の譲渡があり、又はガス事業者について相続若しくは合併があつたときは、ガス事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、ガス事業者の地位を承継する。

2 前項の規定によりガス事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（ガス事業以外の事業）

第十二条 ガス事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、ガス事業以外の事業を営んではならない。但し、通商産業省令で定める

事業については、この限りでない。

2 通商産業大臣は、ガス事業者がガス事業以外の事業を営むことによりガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十三条 ガス事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、ガス事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 ガス事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 通商産業大臣は、ガス事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

(事業の許可等の取消)

第十四条 通商産業大臣は、ガス事業者が第七条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ。)内に第六条第二項第四号の設備を設置せず、又は事業を開始しないときは、第三条の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、前項に規定する場合を除く外、ガス事業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条の

許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をそのガス事業者に送付しなければならない。

第十五条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による第六条第二項第三号又は第四号の事項の変更の許可を受けたガス事業者が第八条第三項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給区域において事業を開始せず、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、ガス事業者がその供給区域の一部においてガス事業を行つていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その一部について供給区域を減少することができ。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第三章 供給

(供給義務)

第十六条 ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給区域におけるガスの供給を拒んではならない。

2 ガス事業者は、その供給区域以外の地域において、一般の需用に應じ導管によりガスを供給してはならない。

(供給規程)

第十七条 ガス事業者は、ガスの料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを

変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が左の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしななければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の額及び方法が適正且つ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(供給規程に関する命令及び処分)

第十八条 通商産業大臣は、ガスの料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、ガス事業者に対し、相当の期限を定め、供給規程の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程を変更することができる。

(供給規程の公表義務)

第十九条 ガス事業者は、第十七条第一項の規定により供給規程の認可を受け、又は前条第二項の規定により供給規程の変更があつたときは、その実施の日の十日前か

ら、営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(供給条件についての義務)

第二十条 ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給規程(第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程)以外の供給条件によりガスを供給してはならない。但し、特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(熱量等の測定義務)

第二十一条 ガス事業者は、政令で定める方法により、その供給するガスの熱量及び圧力を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(供給契約)

第二十二条 ガス事業者は、他のガス事業者からガスの供給を受け、又はこれにガスを供給すべきことを定める契約をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(特定供給)

第二十三条 ガス事業者は、一般の需用に應じて供給する場合を除き、その供給区域以外の地域において導管によりガスを供給しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 ガス事業の適確な遂行に支障

を及ぼすおそれがないこと。

二 その供給が他のガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、当該他のガス事業者がその供給を行うことが容易且つ適切でないこと。

(卸供給事業者の供給)

第二十四条 ガス事業者以外の者であつて、ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業を営むもの(以下「卸供給事業者」という。)は、通商産業大臣の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によるものでなければ、ガスを供給してはならない。但し、ガス事業者に対するガスの供給量が通商産業省令で定める数量以下である場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、料金その他の供給条件がガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであると認めるときは、同項の認可をしななければならない。

(ガス事業者以外の者の供給)

第二十五条 ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うものは、前条第一項に規定する場合を除き、ガス事業者の供給区域において導管によりガスを供給しようとするときは、あらかじめ、供給の相手方及び料金その他の供給条件を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四章 会計

(会計の整理)

第二十六条 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、そ

を及ぼすおそれがないこと。

の事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

(減価償却)

第二十七条 通商産業大臣は、ガス事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、方法又は額を定めて、固定資産について、減価償却を行うべきことを命ずることができる。

第五章 保安

(ガス工作物の維持)

第二十八条 ガス事業者は、ガス工作物を通商産業省令で定める保安上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、ガス工作物が前項の保安上の基準に適合していないと認めるときは、ガス事業者に対し、その保安上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(ガスの成分の検査義務)

第二十九条 ガス事業者は、政令で定める方法により、その供給するガスの成分のうち、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがあるものの量が政令で定める数量をこえていないかどうかを検査し、その量を記録しておくなければならない。

(導管の工事)

第三十条 ガス事業者は、導管の工事により発生する危険を防止するため、通商産業省令で定める事項につき導管の工事の方法を定め、

通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 ガス事業者は、前項の通商産業省令で定める事項について導管の工事をするには、同項の認可を受けた方法に従わなければならない。

3 通商産業大臣は、ガス事業者が第一項の認可を受けた方法に従わないで同項の通商産業省令で定める事項について導管の工事をして、と認めるときは、同項の認可を受けた方法に従つてその導管の工事をすべき旨を命ずることができる。

第三十一条 ガス事業者は、通商産業省令で定める導管の工事をしようとするときは、その工事の開始の日から十五日前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(ガス主任技術者)
第三十二条 ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)ごとに、通商産業省令で定める区分に従い、ガス主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、ガス主任技術者を選任し、ガスの製造及び供給の作業に關して保安の監督をさせなければならない。

2 ガス事業者は、前項の規定によりガス主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(ガス主任技術者免状)
第三十三条 ガス主任技術者免状の種類は、甲種ガス主任技術者免状及び乙種ガス主任技術者免状とする。

及び乙種ガス主任技術者免状とする。

2 ガス主任技術者免状の交付を受けている者がその保安について監督をすることができないガスの製造及び供給の作業の範囲は、前項に規定するガス主任技術者免状の種類に應じて通商産業省令で定める。

3 ガス主任技術者免状は、左の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 ガス主任技術者国家試験(以下「国家試験」という。)に合格した者であつて、通商産業省令で定めるガスの製造及び供給の作業に關する経験を有するもの

二 二十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事した者であつて、前号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有している

と通商産業大臣が認定したもの
通商産業大臣は、左の各号の一に該当する者に対しては、ガス主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次条の規定によりガス主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ガス主任技術者免状の交付に關する手続的事項は、通商産業省令で定める。

第三十四条 通商産業大臣は、ガス主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基

く命令の規定に違反したときは、そのガス主任技術者免状の返納を命ずることができる。

(国家試験)

第三十五条 国家試験は、ガスの製造及び供給の作業の保安に關して必要な知識及び技能について行う。

2 国家試験は、毎年一回ガス主任技術者免状の種類ごとに、通商産業大臣が行う。

3 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

(ガス主任技術者の義務)
第三十六条 ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 ガスの製造又は供給の作業に従事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(ガス主任技術者の解任命令)
第三十七条 通商産業大臣は、ガス主任技術者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分違反したとき、又はその者にその職務を行わせることがガスの製造及び供給の作業の保安に支障を及ぼすと認めるときは、ガス事業者に対し、ガス主任技術者の解任を命ずることができる。

(準用規定)
第三十八条 第二十八条及び第三十

二 国家試験を受けようとする者
三 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者

手数料を納付すべき者		金額
一	国家試験を受けようとする者	八百円
二	ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者	三百円
三	ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円

(公共用の土地の使用)

第四十二条 ガス事業者又は卸供給事業者(以下「ガス事業者等」という。)は、その事業の用に供するため、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することが出来る。

2 前項の場合においては、ガス事業者等は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。3 管理者が正当な事由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定め使用料の額が適正でないときは、主務大臣は、ガス事業者等の申請により使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 前三項の規定は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定による道路並びに同法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては、適用しない。

5 主務大臣は、左に掲げる場合は、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第三項の規定により使用を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。

二 ガス事業者等が導管を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属

物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第九十六条第五項の規定による訴願の裁決であつて、同条第一項第五号又は第十三号に掲げる処分に係るものをしようとするとき。

(土地の立入)

第四十三条 ガス事業者は、ガス工作物の設置に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

(植物の伐採等)

第四十四条 ガス事業者は、導管の設置又は保守を行うため必要があるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することが出来る。

2 前項の場合においては、ガス事業者は、植物の所有者と協議しなければならない。協議がとれないときは、又は協議することができないときは、都道府県知事が裁定する。

(損失の補償)

第四十五条 ガス事業者は、前二条の規定により他人の土地に立ち入り、又は植物を伐採し、若しくは移植したことによつて土地の所有者、植物の所有者その他の関係人の現に受けた損失を補償しなければならない。

2 前項の補償については当事者間に協議がとれないとき、又は協議することができないときは、都道府県知事が裁定する。

3 裁定のうち、補償金額については不服のある者は、その裁定を受けた日から三十日以内に訴をもつてその金額の増減を請求することが出来る。

4 前項の訴においては、ガス事業者又は土地の所有者、植物の所有者その他の関係人をもつて被告とする。

(報告の徴収)

第四十六条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者に對し、その事業に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公聴会)

第四十八条 通商産業大臣は、第十四条第一項又は第十八条第二項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(職聞)

第四十九条 通商産業大臣は、第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に對し、相當な期間において予告した上、公開による職聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 職聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第五十条 この法律(第六章を除く。)の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることが出来る。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開の職聞をした後、文書をもつて決定をし、その正本を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(苦情の申出)
第五十一条 ガス事業者のガスの供給に関し苦情のある者は、通商産業大臣に對し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることが出来る。

2 通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

(権限の委任)
第五十二条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。

第七章 罰則
第五十三条 ガス工作物を損壊し、その他ガス工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりにガス工作物を操作してガスの供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 ガス事業に従事する者が正当な事由がないのにガス工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、ガスの供給に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

第五十四条 ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第三条の許可を受けないうでガス事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条第一項の許可を受けないでガス事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第十六条第一項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者

三 第十六条第二項の規定に違反してガスを供給した者

第五十七条 左の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の許可を受けないでガス発生設備又はガスホルダーを変更した者

二 第十二条第一項の規定に違反してガス事業以外の事業を営んだ者

三 第二十条の規定に違反してガスを供給した者

四 第二十二條の認可を受けた契約によらないでガスの供給を受け、又はガスを供給した者

五 第二十三條第一項の許可を受けないでガスを供給した者

六 第二十四條第一項の規定に違反してガスを供給した者

七 第三十二条第一項（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定によるガス主任技術者を選任しなかつた者

第五十八条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条又は第二十九条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

二 第二十八条第二項（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 第三十条第三項（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して工事をした者

第五十九条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条第四項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の第一項（第三十二条の規定により準用する場合を含む。）又は第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九條の規定に違反して揭示をしなかつた者

三 第二十五条の規定による届出をしないでガスを供給した者

四 第三十一条（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで工事をした者

五 第三十七条（第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六 第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第六十一条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十六条の規定に違反した者

三 第二十七条の規定による命令に違反した者

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 電気及びガスに関する臨時措置に關する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定に基き旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の規定の例によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相當する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に電気及びガスに関する臨時措置に關する法律に基き旧公益事業令第二十六条の規定の例による許可を受けてガス事業を営んでいる者（以下「旧ガス事業者」という。）については、この法律の施行の日から三月間は、第三十条第二項の規定は、適用しない。その期間内に同条第一項の認可を申請した場合において、その申請について認可又は不認可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 第三十一条の規定は、この法律の施行の日から二十五日を経過した日以前に、同項の導管の工事を開始するガス事業者には、適用しない。

5 電気及びガスに関する臨時措置に關する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号）第一条第一項の規定に基き旧瓦斯事業法施行規則（大正十四年商工省令、内務省令）第四十五条の規定の例により交付された甲種免状又は乙種免状は、それぞれこの法律の規定による甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧ガス事業者に対しガスを供給している卸供給事業者については、この法律の施行の日から一月間は、第二十四条第一項の規定は、適用しない。その期間内に同項の認可を申請した場合において、その申請について認可又は不認可の処分があるまでの間も、同様とする。

7 この法律の施行の際現にガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行つてゐるもの又は現に自ら製造したガスを使用する事業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

8 この法律の施行の際現に存する旧ガス事業者と市町村との間のガス事業の経営に關する定に基き、旧ガス事業者又は市町村がその相手方に対し要求をし、又は承認を求めた場合において、協議がととのわないうときは、協議することのできないうときは、通商産業大臣が内閣総理大臣と協議して裁定する。

9 前項の規定は、この法律の規定により通商産業大臣の許可又は認可を受けるべき事項については、適用しない。

10 附則第八項の規定による通商産業大臣の裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならぬ。

11 通商産業大臣は、裁定書の正本を當事者に送付しなければならぬ。

12 附則第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

13 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号中「及びガス」を削る。

さらにまた本年は未だ有の悪天候に災されて農業従事者の収穫は乏しく、その生活に重大な影響を及ぼすことになり、電気料金の値上げを行わないよう考慮せられたいとの請願。

第四九号 昭和二十八年十二月十九日受理

中部電力地区の電力事情打開に関する陳情

陳情者 愛知県知事 桑原幹根
現今の中部電力地区における電力事情は悪化の一途をたどり、すでに使用制限が実施されており、今後使用制限は一そう強化される段階にあり、今冬渇水期における電力事情悪化の場合、その産業経済界への影響は寒心にあえなうものと考えられるから、これが打開のため、(一)他地区からの応援融通電力の増量確保を図ること、(二)電源開発資金を増加してその早期実現を図ること、(三)火力発電の増強を図ること等の実現を期せられたいとの陳情。

第六二号 昭和二十八年十二月二十一日受理

日中貿易促進に関する陳情
陳情者 岡山県児島市議会議長 森富太郎

朝鮮動乱の休戦以来、わが国産業界の不況と貿易の極度の不振によつて国家経済の前途は憂慮すべきものがあり、これが打開の途として隣邦中国との正常なる通商貿易の再開促進に俟つことが当面の緊要事であるから、すみやかに日中貿易促進について適切な措置を講ぜられたいとの陳情。

第七六号 昭和二十八年十二月二十三日受理

石炭鉱業対策に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次
石炭鉱業は近時不況の一途をたどり前途はまことに憂慮に堪えないものがあり、社会問題としても重大なる影響をもたらしているところであるから、すみやかに強力なる石炭鉱業対策を樹立してこれが解決を図られたいとの陳情。

第一〇〇号 昭和二十九年一月十二日受理

中小企業金融公庫の資金わく拡大に関する陳情

陳情者 長野県議会議長 下平晒
本年の大凶作は、農村購買力を激減せしめ、昨今の金融引締め、通貨の収縮と相まつて中小企業は極端な資金不足に陥り、経営難は日を迫つて深刻化しつつある現況である。ことに長野県においては、そのほとんどが農村経済に依存する中小企業であるため、年末に至つて経営不振さらに倒産の憂目を見るものが続出し、春にかけての経済危機はさらに深刻な様相を呈すると予想されるから、中小企業金融公庫の本県内代理店の貸出わくを大幅に拡大せられたいとの陳情。

第一〇一号 昭和二十九年一月十二日受理

石油資源開発に関する陳情
陳情者 山形県酒田市長 本間重三 外一名

世界各国が競つて熱源を石油に求め、これの開発に強力なる保護育成を競つていゝ現在、わが国においては、いまなお生産量は戦前と変わらず国内需要のわずかに五パーセントで他はすべて輸入にまづいてゐるのが現状であり、石油開発

育成こそ産業自立計画達成と日本の自主独立のため最も重大かつ急を要する問題であるから、目下政府において立案中の石油資源総合開発五箇年計画案をすみやかに実現せられたいとの陳情。

第一一五号 昭和二十九年一月十三日受理

国立大阪工業技術試験所四国出張所存置に関する陳情(三通)

陳情者 愛媛県松山市議会議長 増垣正之 外二名
今回の行政改革により高松市に所在する国立大阪工業技術試験所四国出張所が廃止されるように聞か、該所の四国四県はもと論中国地方にわたり工業界に残した実績と、べき地に比し比較的低位に置かれてゐる四国地方の工業者に及ぼした影響はきわめて大なるものがあり、該所の廃止は四国四県の工業界の発展を阻害し、とくに独特工業の多い当地域の工業界の技術面に致命的打撃を与えるものであるから、国立大阪工業技術試験所四国出張所を存続せられたいとの陳情。

第一一八号 昭和二十九年一月十四日受理

産業工芸試験所九州出張所存置に関する陳情

陳情者 宮崎市別府町四宮崎商工会議所連合会頭 有馬美利 外五名

今回の行政機構改革において、産業工芸試験所九州出張所の廃止が伝えられているが、同出張所は、九州産業工芸の特殊性に鑑み、近代的感覚によるデザインの研究指導ならびに各種新工芸技術による雑貨工芸品の改善のため、

着々成果を挙げており、これが廃止は九州地区産業工芸技術の振興を阻げるばかりでなくわが国の経済自立を困難にし悔を将来に残すものであるから、同出張所存置について適切な措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十九年二月十一日印刷

昭和二十九年二月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局